

西村裕三先生略歴及び業績

昭和二十六年五月一日生

〈学歴〉

昭和四十五年	四月	広島大学政経学部法律政治学科	入学
昭和五十年	三月	広島大学政経学部法律政治学科	卒業
昭和五十年	四月	広島大学大学院法学研究科修士課程	入学
昭和五十三年	三月	広島大学大学院法学研究科修士課程	修了（法学修士）

〈職歴〉

昭和五十三年	五月	大阪府立大学経済学部経済学科助手
昭和五十六年	四月	大阪府立大学経済学部経済学科専任講師（憲法）
昭和五十七年	一月	カリフォルニア大学（バークレー校）政治学研究所客員研究員 （文部省在外研究員。昭和五十七年三月まで）
昭和五十七年	七月	カリフォルニア大学（バークレー校）ロー・スクール客員研究員 （社会科学国際フェローシップによる。昭和五十八年七月まで）

- 昭和五十八年 八月
デューク大学 ロースクール客員研究員(社会科学国際フェローシップによる。昭和五十九年七月まで)
- 昭和六十二年 四月
大阪府立大学経済学部経済学科助教授(憲法)
- 平成 四年十一月
大阪府立大学経済学部経済学科教授(憲法)
- 平成 十六年 四月
広島大学大学院社会科学研究科法政システム専攻教授(比較憲法論)
- 平成 十六年 四月
広島大学法学部法学科教授(併任)
- 平成 十九年 四月
広島大学法学部長
- 平成二十一年 四月
同 学部長(再任)(平成二十三年三月まで)
- 平成二十四年 四月
広島大学大学院社会科学研究科長
- 平成二十六年 四月
同 研究科長(再任)(平成二十八年三月まで)
- 平成二十九年 三月
定年により退職

〈社会における活動〉

- 平成 八年 十月
川西市公文書公開審査会・個人情報保護審査会委員(平成十六年三月まで)
- 平成 十一年 四月
文部省大学入試センター客員教授(平成十二年三月まで)
- 平成 十一年 八月
大阪府人権施策推進審議会委員(平成十七年八月まで)
- 平成 十三年 十月
八尾市人権尊重の社会づくり審議会长(平成十七年十月まで)
- 平成 十四年 五月
大阪府羽曳野病院医学研究倫理委員会委員(平成十六年四月まで)
- 平成 十四年 七月
能勢町情報公開審査会・個人情報保護審査会会長(平成十六年六月まで)

平成	十四年	十月	猪名川上流広域ごみ処理施設組合情報公開審査会委員（平成十六年三月まで）
平成	十四年	十二月	神戸市個人情報保護審議会委員（平成十七年十二月まで）
平成	十五年	二月	堺市個人情報保護審議会会長（平成十七年一月まで）
平成	十五年	四月	高槻市個人情報保護運営審議会委員（平成十六年三月まで）
平成	十五年	四月	明石市個人情報保護審議会委員（平成一七年三月まで）
平成	十五年	八月	堺市職員賞罰等審査会専門委員（平成十七年三月まで）
平成	十六年	十二月	広島県情報公開・個人情報保護審査会会長（平成二十七年三月まで）
平成	十七年	三月	広島市個人情報保護審議会会長（平成二十六年三月まで）
平成	十七年	四月	広島県個人情報保護審議会会長（平成二十七年三月まで）
平成	十七年	五月	東広島市情報公開審査会会長（平成二十年三月まで）
平成	十七年	八月	大阪府人権施策推進審議会副会長（平成二十三年七月まで）
平成	十七年	八月	広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会会長（現在に至る）
平成	十七年	十二月	神戸市個人情報保護審議会会長（現在に至る）

〈所属学会〉

日本公法学会

日米法学会

関西アメリカ公法学会

主要著作及び論文目録

一 著書(単著・共著)

- 昭和六十二(一九八七)年
西村裕三著『アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションをめぐる法的諸問題』
大阪府立大学経済研究叢書(第六六冊)
昭和六十一(一九八六)年
第五章「法の下での平等」、第二章「司法」 畑博行編『判例憲法入門』……………有信堂
平成三(一九九一)年
一「利益衡量論」、一七「差別的積極的是正措置」、二二「二重の基準論」 阿部照哉・初宿正典編著『憲法Ⅱ(人権)』
……………日本評論社
平成六(一九九四)年
第一章「権力分立と議院内閣制」 畑博行・阪本昌成編著『憲法フォーラム』……………有信堂
平成二十二(二〇〇〇)年(初版)、平成二十八(二〇一六)年(第二版)
第二章「包括的人権」、第三章「法の下での平等」、第六章「司法」
西村裕三編著『判例で学ぶ日本国憲法』……………有信堂
平成二十五(二〇一三)年
第一章「憲法と法律」、第二章「司法審査制」、第三章「個人情報

報とプライバシー」、第四章「民法改正と法の下での平等」 西村裕三編著『リーガル・マインド入門』……………有信堂

二 論文等

- 昭和五十四(一九七九)年
「アメリカの司法審査制に関する一考察(一)―その歴史的発展過程と機能的分析」……………『広島法学』第三卷第一号
「アメリカの司法審査制に関する一考察(二)―その歴史的発展過程と機能的分析」……………『広島法学』第三卷第三号
昭和五十五(一九八〇)年
「積極的人種差別是正行為に関する一考察―ウエーバー事件を素材として」……………大阪府立大学『経済研究』二五巻四号
昭和五十九(一九八四)年
"Environmental Pollution Cases: Recent Trends and Their Implications", G.Devos ed., Institutions for Change in Japanese Society, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley.
昭和六十(一九八五)年
「シニョリテイ制に基づく一時解雇とアファーマティヴ・アクション」……………『判例タイムズ』五六四号
昭和六十一(一九八六)年
「平等保護条項とサブセクショナル分類」……………『判例タイムズ』六一一号

- 昭和六十二(一九八七)年
 「アフアーマティヴ・アクションの任意の実施と差別の立証要件 — Weber 判決以後の展開」
 ……大阪府立大学『経済研究』三二巻三号
 「アフアーマティヴ・アクションをめぐる三判決」
 ……『判例タイムズ』六四二号
 "Judicial Review under the Constitutional Principle of Equality"
 ……Kyoto American Studies Summer Specialists Conference 1987,
 平成元(一九八九)年
 「カウンティ・ガヴァメント」阿部照哉他編著『地方自治大系』
 第一巻……………嵯峨野書院
 平成二(一九九〇)年
 「Affirmative Action をめぐる合衆国最高裁判例の動向」
 ……日米法学会刊『アメリカ法』一九八九—二
 「差別と救済 — アメリカ社会と平等」
 ……阪本昌成・村上武則編著『人権の司法的救済』有信堂
 平成四(一九九二)年
 「最近の判例」Metro Broadcasting Inc. v. FCC, 110 S.Ct. 2997(1990)
 ……日米法学会刊『アメリカ法』一九九二—一
 平成五(一九九三)年
 「家族手当等の受給資格と性差別 — 岩手銀行女子賃金差別事件」
 ……『ジュリスト』平成四年度重要判例解説』一〇二四号
 平成六(一九九四)年
 「法の下での平等」岩間昭道・戸波江二編『憲法Ⅱ 基本的人権』
 ……別冊法学セミナー司法試験シリーズ 日本評論社
 平成七(一九九五)年
 「アメリカにおける選挙区割りと投票価値の平等(一)」
 ……大阪府立大学『経済研究』四一巻二号
 平成九(一九九七)年
 「アメリカにおける選挙区割りと投票価値の平等(一)」
 ……大阪府立大学『経済研究』四三巻一号
 平成十一(二〇〇〇)年
 「最近の判例」Hopwood v. Texas, 78 F.3d 932 (5th Cir.), cert.
 denied, 116S.Ct.2581(1996)
 ……日米法学会刊『アメリカ法』一九九九—二
 「多様性の価値と "Affirmative Action"」阪本昌成編『立憲主義
 — 過去と未来の間』……………有信堂
 平成十三(二〇〇一)年
 「アフアーマティヴ・アクションの意義と課題」アメリカ
 を中心に」…部落解放・人権研究所刊『マイノリティ研究会
 ニュース』No.五—
 平成十四(二〇〇二)年
 「人権問題の諸相」
 ……京都府職員研修所刊『研修情報』第一〇〇二号
 平成二十三(二〇一一)年
 「日本国憲法の下での憲法訴訟の展開 — 司法消極主義から司法

「積極主義へ」横藤田 誠編著

『裁判所は「権利の砦」たりうるか』……………成文堂

平成二十六年(二〇一四年)年

La securite nationale et la notion de pacifisme inscrite dans la
Constitution du Japon (National Security and Constitutional Idea of
Pacifism in Japan), Paix et Constitutions, Sous la direction de J.
Mekharar et R. Porteill Editions ESKA

平成二十七年(二〇一五年)年

「憲法の解釈と時代の変化——民法改正と法の下の平等——」横
山信二・西村裕三・横藤田誠・井上嘉仁著『政治、社会の変化
に法はいかに対応しているか』……………成文堂

三 翻訳・辞典・その他

昭和五十四(一九七九年)昭和五十五年(一九八〇)年

阪本昌成・西村裕三共訳「バックキー事件における主要なブリー
フ(一)〜(五)完」

……………『広島法学』三卷二・三・四号、四卷一・二号
昭和五十八(一九八三年)年

「砂川事件」〔最高裁大法廷判決昭和三十四年十二月十六日〕、「マ
クレーン事件」〔最高裁大法廷判決昭和五三年十月四日〕編集

代表…中川 淳『判例辞典』……………六法出版社